福山市内インバウンド宿泊促進キャンペーン事業助成金要綱

第１条（目的）

この要綱は、外国から福山市を訪れる団体旅行を実施した旅行会社に対し助成金（以下、「助成金」という。）を交付することにより、外国からの観光客誘致促進を図ることを目的とする。

第２条（交付対象者）

助成金の交付対象者は、次の条件をすべて満たす団体旅行を実施した旅行会社とする。

（１） 外国からの観光等を目的とした団体旅行であること。

（２） 旅行催行人数が10名以上であり、全員が福山市内の宿泊施設（宿泊の対価が支払われている建物

をいう。）に宿泊すること。

（３）資料1に掲げる宿泊施設を利用すること。

第３条（助成金の交付額）

助成金の交付額は、１旅客あたり１泊２,０００円、１団体あたり１泊８０,０００円を上限とする。

申請各社の助成金交付額の上限は、１社あたり累計５００，０００円、複数支店を有する場合は各支店

２００，０００円を上限とする。

※助成対象は団体旅行客のみとする。（添乗員は除く。）

※福山市内登録宿泊施設を利用すること。（資料１）

※他県・市町村の助成制度との併用も可能。

第４条（交付申請及び請求）

助成金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、福山市内インバウンド宿泊促進キャンペーン事業助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）を団体旅行終了後、原則として３０日以内に、福山ビジットアソシエーション会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

第５条（助成金の支払）

会長は、前条の助成金の交付申請及び請求があったときは、当該書類を審査し、適当と認めた場合は、速やかに事業者に助成金を支払うものとする。

第６条（助成金の返還）

事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金等の交付を受けた場合は、既に交付された助成金等を会長に返還するものとする。

第７条（助成金の交付限度）

本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲において行うものとする。

第８条（その他）

この要綱に定めるもののほか、福山市外国人観光客誘致促進事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年 ６月 １日から施行する。